

有限会社メイプル
メイプル福祉坂戸校 介護福祉士実務者研修 学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 有限会社メイプル
埼玉県坂戸市三光町 51-6

(目的)

第2条 急激な高齢化に伴い、介護ニーズも多様化し、適切かつ質の高い介護サービスが求められている。専門職としての知識、技術を修得させ、さらに基本的人権の尊重、豊かな人間性と理念を基本姿勢とする質の高い介護人材の養成を目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 研修事業の名称は、次の通りとする。
メイプル福祉坂戸校 介護福祉士実務者研修

(入学時期、手続き)

第4条 入学時期は別表2の通りとする。第7条に定める受講手続きを踏み、かつ、第9条に定める研修参加費用の納付を完了した上で、別表2に定める入学時期までに研修参加の承諾を得るものとする。
ただし、納付の条件に特別な事情があり支払いができない場合は、当方と相談し条件を決める。決まった条件に沿って支払いを行う。

(研修期間)

第5条 通信講座の修業年限は、開講日から6ヶ月間とする。

(受講対象者)

第6条 研修の受講対象者は、以下の通りとする。
設置する教室に通学可能な者に限る。

(1) 50時間コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に、提出していること。

(2) 95時間コース

訪問介護員1級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に提出していること。

(3) 320時間コース

訪問介護員2級課程または介護職員初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に提出していること。

(4) 420 時間コース

訪問介護員 3 級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に提出していること。

(5) 450 時間コース

介護職員基礎研修または訪問介護員 1 級課程または 2 級課程または 3 級課程または、介護職員初任者研修のいずれも修了していない者、または修了していることを証明する書類を研修申込時に提出していない者。

(受講生の募集と選抜方法)

第 7 条 受講生の募集方法は、以下の通りとする。

一般公募。先着順。

(受講生の募集地域)

第 8 条 受講生の居住地域は埼玉県、東京都、群馬県とする。

(研修参加費用)

第 9 条 (1) 50 時間コース

受講料 30,000 円 (テキスト代込)

(2) 95 時間コース

受講料 100,000 円 (テキスト代込)

(3) 320 時間コース

受講料 130,000 円 (テキスト代込)

(4) 420 時間コース

受講料 140,000 円 (テキスト代込)

(5) 450 時間コース

受講料 150,000 円 (テキスト代込)

各コースの研修参加費用については、未受講の場合であっても開講後の返金は原則行わない。受講の申し込みは申し込みの意思の確認のため申込者本人が申し込みハガキにて手続きを行うが開講前の受講のキャンセルについては申し込みハガキが当方に到着した日から 8 日間以内は、クーリングオフの対象とし、受講料なしとして取扱い、8 日間過ぎた以降についての取扱いは受講料の支払済・なし、に関係なく原則 3 万円のキャンセル料を当方に支払う。

(教職員の組織)

第 10 条 施設長 1 名 教員 2 名以上 事務職員 1 名以上

(研修カリキュラム)

第 11 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表 1 の通りとする。

(研修会場)

第 12 条 研修会場は、坂戸教室（埼玉県坂戸市三光町 51-6）、日高会場（埼玉県日高市南平沢 331-1）の 2 会場とする。

(受講定員)

第 13 条 受講定員は、教室毎に定める。各教室の受講定員は、別表 2 の通りとする。

(研修修了の認定方法)

第 14 条 修了の認定は以下の通りとする。

- (1) 受講料を全額納付し、①第 11 条に定めるカリキュラムの 3 分の 2 以上を履修していること、②各科目（19 科目）ごとに 1 回以上行う小テスト、課題を期日厳守で提出し、添削して 7 割以上の得点であること、③実技・演習での技術修得が認められること、とする。
- (2) 全課程を修了した時点で、同条（1）の評価と受講態度を総合的に評価し、A（90 点以上）・B（80 点～89 点）・C（70～79 点）・D（70 点未満）の 4 段階で評価する。
認定は C 以上で評価基準を満たしたものとする。
ただし、D 判定の者については別途補講を設け対応し、再度評価する。

(免除科目)

第 15 条 免除科目は、別表 3 の通りとする。

(補講)

第 16 条 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、同課程の次期クラスまたは別のクラスを振替で受講することにより履修完了とする。
ただし、振替受講は無料とし、振替受講は事前の申し出を原則とする。

(受講資格の取り消し)

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了見込みがない、または本学則の目的にそわないと認める者。
- (2) 当講座の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者。
- (3) 受講料支払に定める規定に反した者。

- (4) 受講期間中に法律にふれるような犯罪等を起こした者。
- (5) その他、目的から逸脱した言動があったと認められた者。
- (6) 同条、各号により、受講資格の取り消しになった場合においても、第9条に定める研修参加費の返金を行わない。

(修了証書等の交付)

第18条 第14条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者の管理)

第19条 第14条の定めにより、研修を修了したことを認定され、第18条により修了証明書の授与を受けた者について、修了者台帳を作成し、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載して管理する。

(個人情報保護)

第20条 運営上知り得た受講生に係る個人情報は、必要最低限度の範囲で適切に取り扱うものとする個人情報方針に則り、秘密保持には十分な管理を行えるよう、従業員に対して、定期的に研修を行い、個人情報の適切かつ・厳格な取扱いを徹底する。

(施行細則)

第21条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要であると認められるときは、所轄する法人がそれを定める。

(附則)

この学則は平成26年1月1日から施行する。